

湖 人 第 1 0 4 号
令和2年(2020年)8月28日

湖南省人権擁護審議会会長 様

湖南省長 谷 畑 英 吾

湖南省の人権に関する総合計画の策定について(諮問)

本市では平成16年10月1日に「湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例」を制定し、この条例がめざす部落差別をはじめとするあらゆる差別のない地域社会の実現に向け、平成21年3月に「湖南省人権擁護総合計画」及び「湖南省同和対策基本計画」を、平成22年3月に「湖南省人権教育推進計画」及び「湖南省人権・同和福祉計画」を策定しました。

その後、これらの計画を基に、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに関する人権課題の解決に向けた施策を推進してきました。

この度、これらの計画期間が終了したため、今日の様々な人権課題解決をめざした新たな人権に関する計画の策定が必要となりました。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」など人権に関する法令が相次いで成立したこと、インターネット上での人権侵害の横行など、社会情勢の変化を踏まえ、湖南省の人権に関する総合計画の策定について、湖南省人権擁護審議会規則第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。